

令和3年9月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 令和3年10月1日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
会 計 管 理 者		鈴 木 正 義

商 工 観 光 課 長	富 谷 和 恵
財 政 課 長	和 田 暢 祥
水 道 課 長	古 西 弘 一

・連 絡 員

総務部参事(事)総務課長	片 岡 和 久
秘 書 広 報 課 長	田 中 和 彦
社 会 福 祉 課 長	堀 越 和 則

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利 佳 信
教 育 次 長	関 貴美代

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○代表監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	柿 沼 典 夫
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日野原 広 志
副 主 幹	須賀澤 勲
主 査	渋谷 佳 子
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

令和3年10月1日（金）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第15号から議案第16号

提案理由の説明

議案第15号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

- 日程第2 発議案の上程
発議案第6号から発議案第7号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第3 議案第4号から議案第13号、請願第3－1号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案第16号
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 広聴広報特別委員会委員及び議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第7 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙について
- 日程第8 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、9月13日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から8月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、各常任委員会及び決算審査特別委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

次に、木村利晴議員より、広聴広報特別委員会の辞職願が提出されましたので、これを許可いたしました。

次に、小向繁展議員より、議会改革特別委員会委員の辞職願が提出されましたので、これを許可いたしました。

次に、山口孝弘議員より、印旛衛生施設管理組合議会議員の辞職願が提出され、これを許可いたしました。

次に、山田雅士議員より、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出されましたので、これを許可いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第15号から議案第16号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。議案第15号から議案第16号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、人事案件1件及び令和3年度八街市一般会計補正予算についての合計2議案でございます。

それでは、提案いたしました議案について、ご説明いたします。

議案第15号は、監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任されております林修三議員が監査委員を辞職したことに伴い、新たに小高良則議員を監査委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第16号は、令和3年度八街市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議会におきまして、令和3年度八街市一般会計補正予算（第5号）を提案させていただい

たところでございますが、今回追加提案いたしました補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分が市町村を対象に交付されることに伴い、現在実施しております、八街市中小企業等新たな生活様式応援事業補助金の執行状況等を鑑み、財源の一部を新たな事業者支援に活用し、さらに感染症対策事業を追加して実施するために必要な予算の補正を行うものでございます。

それでは、ご説明いたします。

この補正予算は、八街市一般会計補正予算（第５号）の議決後の見込額から７千１６４万円を増額し、歳入歳出予算の総額を２３３億７千８２２万７千円とするものでございます。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）として国庫支出金５千２６０万１千円、繰越金１千９０３万９千円を増額するものでございます。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している中小企業者等への支援費や、市内小・中学校等において感染者が発生した際のＰＣＲ検査費などの計上により、総務費３千３１２万６千円、民生費１５３万８千円、衛生費３千万円、商工費１６０万８千円、消防費５３６万８千円をそれぞれ増額するものでございます。

以上で、追加議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１５号は人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

地方自治法第１１７条の規定により、小高良則議員の退席を求めます。

（小高良則議員 退席）

○議長（鈴木広美君）

議案第１５号、監査委員の選任についてを採決いたします。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。議案第１５号は同意することに決定いたしました。

小高良則議員の入場を許可します。

（小高良則議員 入場）

○議長（鈴木広美君）

議員の皆様に申し上げます。

ただいま議題となっています議案第１６号に対する質疑、討論、採決は本日の日程第４にて

行います。

日程第2、発議案の上程を行います。

発議案第6号及び第7号の提案理由の説明を求めます。

○木村利晴君

おはようございます。最初に、発議案第6号について、説明いたします。

近年、地方財政は巨額の財源不足が続き、加えて昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和4年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されます。その中で、地方自治体は環境問題など、新たな財政需要に対応していかなければなりません。そこで、本意見書を提出したく、上程いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について、上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年10月1日提出。

八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、木村利晴。賛成者、八街市議会議員、石井孝昭議員、同じく丸山わき子議員、同じく新見準議員、同じく木内文雄議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない、厳しい状況に直面しています。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされていますが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が毎年増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保してください。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないでください。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来、国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものです。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了してください。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和2

年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとしてください。

４、令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないでください。

５、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分してください。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和３年１０月。

八街市議会議長、鈴木広美。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣宛てでございます。

次に、発議案第７号について、説明いたします。

発議案第７号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

令和３年１０月１日提出。

八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、木村利晴。賛成者、八街市議会議員、石井孝昭議員、同じく丸山わき子議員、同じく新見準議員、同じく木内文雄議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）。

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた２４万１千５９３名の氏名が刻銘されています。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、１９７２年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の沖縄戦跡国定公園として指定されています。

同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後７６年が経過した今でも戦没者の収骨が行われています。さきの対戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは人道上、許されません。よって、国においては、下記の事項に取り組むよう、強く要望します。

記

１、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。

２、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年10月。

八街市議会議長、鈴木広美。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣宛てでございます。

以上で、発議案第6号、第7号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております発議案第6号及び第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

発議案第6号及び第7号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

発議案第6号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第6号の討論を終了いたします。

次に、発議案第7号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、発議案第7号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

発議案第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第7号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める

意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号から議案第13号及び請願第3－1号を一括議題といたします。

これから、常任委員長報告及び決算審査特別委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、木村利晴総務常任委員長。

○木村利晴君

総務常任委員会に付託されました案件1件につきまして、去る9月14日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第4号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、1項10目及び3項を除く2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正1追加、2変更についてです。

審査の過程において委員から、歳入において、「市税収入の減額については、コロナ感染症により、事業収入が減少した中小企業者に対して減免した分ということは理解した。固定資産税の家屋、償却資産は、それぞれ何件くらいの減免の申請があったのか」という質疑に対して、「固定資産税については、2分の1軽減の申請件数が127件、全額軽減が161件で、合わせて288件です。都市計画税についても説明しますと、2分の1軽減が12件、全額軽減が19件です」という答弁がありました。

次に、「地方交付税が2億円増加した原因は」という質疑に対して、「全体では需要額の増と収入額の減が原因です。この要因として、人口の急激な減少による補正や、新たなデジタル費目の追加、税の減収と検証しているところです」という答弁がありました。

次に、「県支出金について、地域自殺対策強化補助金が979万9千円の減となっている。八街市にとって、こういった対策費が減額になるのは厳しいが、この対応は」という質疑に対して、「教育委員会における自殺対策については、まず家庭の支援が重要であると考えています。このことから、自力で活動できない児童・生徒の家庭訪問や、教育支援センター「ナチュラル」での不登校・いじめ等の問題を抱える児童・生徒や保護者を対象に、カウンセリングや電話相談を行うための体制に必要な人員の確保について、補助金を活用してきました。これまで行ってきた体制の強化は、自殺防止の初期の対策として一定の成果があったものと考えています。今年度においても、体制強化のため、スクールカウンセラー1名、電話相談員1名、学校教育相談員5名、計7名の会計年度任用職員の人件費と教育支援セン

ター「ナチュラル」の管理運営費を補助金の交付対象として申請していましたが、対象になりませんでした。不登校対策については、教育委員会の重要な施策の1つであることから、今後も現行の体制で引き続き取り組んでいきます。なお、国、県からの教育問題全体に対する支援を得ることができるように、教育委員会等の各団体を通じて要望するとともに、国、県の今後の動向についても注視していきたいと思います」という答弁がありました。

次に、「児童・生徒への対応や対策として、具体的に改善したことは」という質疑に対して、「学校の中で、緊急的に学校生活アンケートを取り、カウンセリングが必要な生徒に対してスクールカウンセラーによるカウンセリングを行いました」という答弁がありました。

次に、「親や先生に相談できない児童・生徒もいる。生徒に配付されたタブレットを活用して、ここに連絡すれば相談に乗ってもらえるなど、全ての子どもが相談できる体制が必要と考えるが」という質疑に対して、「今後、タブレットを導入することで、生徒一人ひとりの様子を観察でき、それを職員が共有できる情報交換の場を、対策として検討しています」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費においては、「ふれあいバス運行事業委託料について、路線延長に伴う乗務員の増員による増額という説明だが、経路はどのくらいの延長になるのか」という質疑に対して、「約3キロメートルの路線延長を予定しています」という答弁がありました。

次に、「前回のふれあいバスの改正により空白地域となった地域の要望に対して、次の改正で検討したいという回答だったが、今回の改正も空白地域を置き去りにしてしまう。その理由として、効率的に検討した結果とのことだが、効率的とはどういうことを指しているのか」という質疑に対して、「ふれあいバスの前回の改正において廃止した中コースが運行していたエリアに一部コースが外れた区域があります。八街市内のふれあいバスで言うと、現行の西コースのエリアと考えています。西コースについては、新八街総合病院に運行するという要望もあったため、他のエリアを含め、路線延長ができないかと検討しました。しかし、市民からの要望の中で便数の確保の意見が多く、現在の便数の確保を基本に様々なパターンを検討しましたが、長大路線でもあるということから、これ以上の延長が厳しいという結論に至り、西コースの延長を見送りました」という答弁がありました。

次に、「厳しいといっても、そこで生活している住民がいます。本当に切実な問題だと声を受け、次回は検討すると約束していたのに、効率的に検討した結果、無理でしたでは、住民は落胆してしまう。そんな中、新たに酒々井プレミアムアウトレットへの乗り入れを計画している。アウトレットへの延伸について、その距離は」という質疑に対して、「さきの質問へ答弁した約3キロメートルの延長が、ほぼこれにあたるものと考えます」という答弁がありました。

次に、「アウトレットに延伸してほしいという市民の要望はどのくらいあったのか」という質疑に対して、「市民の皆様からの買物の利便性を求める声があったことから、アウトレットへの乗り入れを行いました」という答弁がありました。

次に、「千葉交通は榎戸駅、八街駅を経由したアウトレットへのコースを採算が合わないこ

とから廃線にしている。そういった実証的な部分をつかまないまま、担当課は公共交通協議会の中で、京成線、高速バスなどに乗り継ぎができる可能性があるという説明だった。可能性があるという判断で、採算度外視の運行はすべきではないと思うが、それについてはどう考えるか」という質疑に対して、「ふれあいバスの北コースを若干伸ばす形を取ることで、アウトレットへ乗り入れすることができます。アウトレットにはＪＲ線、京成線へ乗り入れる路線バスが運行しており、東京方面への高速バスも乗り入れしています。そういったアウトレットを結節点とする乗り継ぎの利便性を考えました」という答弁がありました。

次に、「公共交通協議会ではどういった議論がされたのか」という質疑に対して、「公共交通協議会に、ふれあいバスの改正について提案しましたが、特に変更すべき等の意見はありませんでした」という答弁がありました。

次に、「財政調整基金の積立基金等について、公共施設等整備基金積立基金の現在の総額は」という質疑に対して、「総額では１億１千４００万円です」という答弁がありました。

次に、「今後の、この基金の在り方についての市の考え方は」という質疑に対して、「今のところ、将来的に施設の改修や維持管理にかかる経費を、どの程度見込めばよいかという目標額を定かにしているわけではないのですが、積み立てられるときに少しずつでも積立てをして将来に備えるというものです。老朽化している施設等への備えとして、少しずつ積み立てていきたいと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のとおりありました。

「ふれあいバス運行路線再編、ダイヤ改正に伴い、経路延長による乗務員の増員に対する増額、２１７万３千円が計上されていますが、今回の見直しが市民の暮らしの足を確保することを大前提にしているのか、利便性を一層向上させる内容になっているのか、大変疑問を持たざるを得ません。前回の見直しで空白地域となった市民からの、バスがなくては生活できないという切実な声に、次回の見直しでは検討したいと回答しているにもかかわらず、改正案には空白地域をカバーする計画はなく、効率性のみを追求した運行計画となっています。またもや空白地域の市民を置き去りにすることになります。

一方で、酒々井プレミアムアウトレットへの新たな乗り入れが見込まれました。アウトレット開設時、千葉交通が榎戸駅、八街駅を経由してアウトレットまで運行したものの、採算が取れないと、廃線になった経緯があります。こうした経験が活かされていない今回の運行となっていることを、厳しく指摘をしなければならないと思っています。

２０１３年、交通安全対策基本法が施行されています。日常生活に必要不可欠な交通手段の確保を、国の施策に位置づけています。市の地域公共交通計画案に、この立場を明記し、地域の移動権を実質的に保証する施策を積極的に進めることが必要です。

また、本市が進めるＳＤＧｓ達成が、かけ声だけにならず、市民がいつでもどこでも自由に安全に移動することは、健康で文化的な最低限の生活を営む上で欠くことはできません。孤立集落や住民を絶対につくらないこと、誰もが安心して運転免許証を返納できる計画を進めることを求め、反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、加藤弘文教福祉常任委員長。

○加藤 弘君

文教福祉常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る9月15日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第4号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内1項10目及び3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から2目、9款教育費、第2表債務負担行為補正1追加についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、「生活困窮者自立支援事業費の償還金利子及び割引料の国庫支出金返還金について、この内容は」という質疑に対して、「前年度に見込みで交付を受けており、令和2年度の事業費が確定したところで精算を行っていることから、本年度追加交付あるいは返還を行うものです。今回は実際の所要額を受入済額が超過しているため、返還となったものです。特に今回は、住居確保給付金において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、補正予算で対応したところでしたが、4月から6月までの実績で見込んでいた額と、実際の市民からの相談件数や給付金の申請状況が見込みよりも減少したことから、受入額が実際の所要額を大きく上回りました」という答弁がありました。

次に、「住居確保給付金は何世帯に支給されたのか、また支給された世帯の中にひとり親世帯はあったのか」という質疑に対して、「令和2年度の住居確保給付金の実績は、支給決定件数としては88件、支給済額は1千654万351円です。上限額は母子・父子等であっても世帯の人数によって決定するので、世帯構成までは把握していません」という答弁がありました。

次に、「生活困窮者自立支援事業の相談件数は」という質疑に対して、「令和2年度の相談件数は212件です」という答弁がありました。

次に、「令和元年度と比較して、返還金の推移は」という質疑に対して、「生活保護の受給世帯で申し上げますと、令和元年度末で826世帯、令和2年度末で849世帯と推移して

います」という答弁がありました。

次に、「敬老事業費について、敬老お祝い品のクオカードが普通郵便から簡易書留へと変更になった経緯は。また、お祝い文の同封など、どのような形で行われるのか」という質疑に対して、「普通郵便から簡易書留に変更した経緯として、クオカードは普通郵便で送付できるものですが、金券をお送りするにあたり、郵便事故等を懸念し、確実に手渡しで届けられる方法として、より安全な簡易書留に変更した次第です。また、敬老お祝い品の中には、市長から敬老をお祝いする言葉を添えたお手紙と、高齢者の方の健康の増進に資するようなパンフレット等を合わせて送付するように計画しています」という答弁がありました。

次に、「マザーズホームについて、人件費が833万3千円の減額だが、人員は何人減ったのか」という質疑に対して、「今まで6人体制でしたが、今年度は1人減の5人体制になりました」という答弁がありました。

次に、「つくし園は十分な人員が必要だと思うが、子どもの人数が減っているのか」という質疑に対して、「登録人数は減少傾向にあります。今年度は4月時点で23名でしたが、今現在27名です。つくし園の1日の定員15名に対する職員の数に関しては、児童発達支援事業所としての人員配置基準を満たしています。その中で、職員一人ひとりが強い責任を持ち、利用親子に対しては職員が1人減になった影響がないように、きめ細かい丁寧な支援を心がけています」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「ワクチン接種運営業務について、その詳細は」という質疑に対して、「ワクチン接種業務にあたり、接種できる人数を増やす上で、接種者の整理や案内を確実に行っていくために必要な人員の増員が必要であったため、増額補正をしました。具体的には、集団接種会場の運営には、職員の応援プラス派遣という形で、平日で11人、休日で20人程度の人員で対応しています」という答弁がありました。

次に、「予防接種健康被害調査委員会委員報酬について、これから委員会が開催されるのか」という質疑に対して、「現在、2件について申請があり、今後、市が健康被害調査委員会を開催し、国に対して申請を上げていきます」という答弁がありました。

次に、「この委員会の健康被害の報告は、市民や議会に対してどのように行われるのか」という質疑に対して、「健康被害の報告については、プライバシーに関わる部分が大きくなるため、件数までにとどめるべきなのか、実際の審査をした事実を伝えるべきなのか、八街市として、ここ10数年、健康被害の審査会自体が行われていないため、慎重に検討していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策費の備品購入費の感染症対策用備品について、各部署からの要望に対応したのか、そうではなく、全体的な部分を考えて購入したのか。また、空気清浄機の設置場所は」という質疑に対して、「この備品購入費については、庁舎の維持管理の一環として、加湿空気清浄機と、これから増加が見込まれるウェブ会議に対応するための大型モニターの導入を検討したところですよ」という答弁がありました。

次に、「委託料のワクチン接種運営業務について、国は11月頃までにワクチン接種希望者

に接種できるとのことだが、この委託業務はいつまで行うのか」という質疑に対して、「計画としては、集団接種会場は今年の11月末までを目安として計画していますので、11月末を予定しています」という答弁がありました。

次に、「11月末までにワクチン接種が完了するということか」という質疑に対して、「集団接種については11月で一旦終了する計画です。ただ、今回のコロナウイルスのワクチン接種の期間として国が示しているのは令和4年2月末までの期間です。そこまでの期間で接種を希望される方には対応が必要ですので、個別の医療機関、医師会等と協議しながら、接種体制を確保していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「再任用職員4人を増員するとの説明があったが、職員の残業等の状況は」という質疑に対して、「今回の4人の増員は、コロナワクチン対策チームに増員しています。現在、対策チームは18人の職員が勤務しています。ある程度、事務を分担していますが、日々、時間外業務が発生しています。当初のワクチンチーム自体が9月末までの辞令になっているので、交代や業務の見直しを図り、時間外勤務の縮減や休暇の取得ができるように、改善を図っていききたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策費として約700万円の増額をしている。その説明として、加湿空気清浄機40台との説明があったが、どのぐらいの価格帯の空気清浄機を購入したのか」という質疑に対して、「今回導入した加湿空気清浄機については、8月下旬頃に28か所分として31台を入札により購入しています。それに追加して、今回の補正予算において46台を購入し、市役所庁舎、健康保健福祉センター、クリーンセンター等の会議室等の分として購入しようとするものです。前回の入札の購入単価は、おおよそ6万円程度のものでした。今回も入札により購入しますが、大体同程度の金額になると予想しています」という答弁がありました。

次に、歳出9款では、「自動車借上料の減額について、キャンセル料は発生しなかったのか」という質疑に対して、「年度当初に早めに中止の連絡を取ったため、キャンセル料は発生しませんでした」という答弁がありました。

次に、債務負担行為補正においては、「小・中学校の図書館システムの老朽化によることだが、図書館司書の利活用はできているのか。図書館自体の利用率を上げる取組は」という質疑に対して、「図書館司書については、市内の小・中学校13校で週に1度という形で配置されています。学校においても、司書教諭、また図書館担当の教諭を昼休みや業間休み等に配置して、子どもたちにおいては1日平均2、30人ほどが利用し、貸出冊数も年々増えている状況です。図書館司書には、蔵書管理について、よくしていただいているところであります。今後も学校と連携を取りながら、図書室の利活用を効果的に行えるようにしていきたいと思っています」という答弁がありました。

反対討論が次のとおりありました。

「長引くコロナ禍の中、任用職員4人を雇用することは大いに賛成できます。しかし、職員の多大な時間外労働は解消されない中、健康を保てる体制になっているのか、疑問です。人

員増など、十分な対応を求めます。

次に、反対討論の理由の1点目は、1項1目保健衛生総務費の新型コロナウイルス感染症対策費についてです。備品購入費706万8千円は、空気清浄機やパソコンなどにかかる経費で、公共施設に必要な備品ですが、これだけでは不十分です。コロナ禍で市民の収入が減少していますが、特に女性の生活の困窮度が増している今こそ、保健衛生用品として公共施設に生理用品を置くよう求めます。

2点目に、予備費についてです。国の補助金約2億7千161万円を含む予防費約2億7千521万円の計上は、全てワクチン接種関連の費用です。八街市では9月に入り、感染者数は減っていますが、40歳以下の感染者が約7割を占めています。12歳以下のワクチン接種支援外の対策も必要です。コロナ禍を収束させるために必要なことは、ワクチン接種と併せて予防的感染症対策としてのPCR検査が必要ですが、その費用が計上されていません。コロナ感染症に伴う市の事業中止により約2千140万円が不要となり、検査に使えると思います。クラスターが出てからの検査ではなく、幼稚園や保育園においても、八街市として独自に検査体制をつくることを求め、議案第4号に反対します。」

次に、賛成討論が次のとおりありました。

「生活保護総務費においても、生活保護者が増加する中だが、しっかり対応されていることをお伺いして理解したところです。また、新型コロナウイルス感染症対策においては、これまで空気清浄機31台だったところに、さらに増大して検討されていると。それは非常に効果が期待され、また非常に必要なことだと思います。

先ほどの反対討論の中で生理用品の話がありましたが、感染症対策費の中に入れてしまうと、今後、感染症が収束したときに終わってしまう事業になりかねないという認識があります。子どもたちの生理用品は必要と考えますが、反対討論の中での生理用品は賛成することができません。しかし、今回の対策費の計上はすこぶる適正と理解します。

また、新型コロナワクチン接種医療機関支援事業費においては、歯科医師会の協力を得て、今後ワクチン接種が進んでいく。また、ワクチン接種準備業務においても、人員の増大と受付コールセンターの充実等によって、ワクチン接種の予約が取れないというような状況も徐々に減ってきて、私自身、コールセンターに電話しても、ワンコールで接種することができました。

これらの状況に鑑みても、今回のこの議案に対して賛成したいと思います。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「介護保険給付費について、8月から特別養護老人ホームに入所されている低所得者の方の食費が値上がった。この補足給付費が減っていると思うが、減った分は保険給付費の中に入っているのか。例えば、1目の介護サービス等諸費が減っている。その説明は」という質疑に対して、「介護サービス等諸費の13万2千円の子算の組替えについては、食費には関係がありません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

請願第3－1号は、八街市内の通学路に関する請願についてです。

議員間討議の後、賛成討論が次のとおりありました。

「6月28日に起きた事故は、いまだ多くの人たちの心に傷を残しました。多くの市民が、八街市、八街市議会がどのようにこの問題に対応し、安全安心な街づくりをしていくのか、注視しているところだと思います。我々議会、市長部局や教育委員会も心を痛めながら、対策に取り組んでいるところですが、八街市PTA連絡協議会から本請願が提出されたことをもって、我々はまた新たに緊張感を持って議員活動を行っていかねばならないと思います。一般質問、委員会活動しかり、日頃から小さな問題を大きな問題にしないように、八街市づくりをしていかねばならない立場ということです。それを再認識する機会を与えてくれた、この請願に賛成するものです。」

採決の結果、賛成全員のもと、採択と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、角麻子経済建設常任委員長。

○角 麻子君

経済建設常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る9月16日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第4号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、1項1目から2目を除く歳出4款衛生費、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出5款では、「農地台帳システムの改修について、平成25年に全国的に取り入れられたシステムだと思うが、今回は導入後、何回目のシステム改修になるのか」という質疑に対して、「農地台帳システムに関しては、大きな改修としては初めてです。ただし、平成から令和に改元する際に修正を加えたことがあります」という答弁がありました。

次に、「産業まつり事業費について、コロナ禍により不要不急の外出を避ける中で開催する

ことは難しいと思うが、実行委員会の中でどのような意見が出されたのか」という質疑に対して、「実行委員会委員からの意見として、イベントを開催するにあたっては、国、県のガイドラインがあり、それに沿った形での開催は難しいのではないかと。また、感染が収束しない限り、人の生命に関わる問題なので開催を見送った方がよいといった意見が出され、中止となりました」という答弁がありました。

歳出6款では、「ふれあい夏祭り、農業体験ツアー、落花生まつりと、八街市民が楽しみにしているイベント、行事等が中止になり、さみしいという声を聞いている。商工会議所から何か形を変えて、何か盛り上げていくような提案やアクションはなかったのか」という質疑に対して、「実行委員会の中では特にそういった意見はありませんでした。しかし、市役所と商工会議所との中では、形を変えてという議論をしていました。例えばオンラインでの開催等の話し合いを行った経緯があります。しかし、従来、夏祭りに出店されている皆様のご意見等も反映させていかなければならず、まだ具体的な実行には至っていないのが現状です」という答弁がありました。

次に、「落花生まつり事業費275万4千円の減について、5月17日の実行委員会が出た意見等は」という質疑に対して、「実行委員会においては、当初、ステージイベントや会場内での飲食を禁止とし、販売のみを中心に実施する案も出ていました。しかしながら、5月の実行委員会の時点ではワクチン接種が一般に普及する時期が明確ではなく、感染力が強く重症化しやすい変異株が脅威になる可能性があるという意見、どんなに感染対策を行っても、無症状の感染者がいる限り、完全に感染を防ぐことはできないのではないかとといった意見がありました。そのため、全会一致で中止と決定されました」という答弁がありました。

歳出7款では、「榎戸と実住の市営住宅の解体に伴い、残る住宅はそれぞれあと何棟になるのか」という質疑に対して、「榎戸団地は今回の解体により全ての建物がなくなるので、これで用途廃止となります。実住団地は、今回の解体後、5棟が残ります」という答弁がありました。

次に、「実住については、跡地の一部を医療機関が駐車場として利用しているが、貸出しか、売却か」という質疑に対して、「現在のところは行政財産の使用許可という形で使用を許可しています」という答弁がありました。

次に、「榎戸団地の跡地の将来の利用計画は」という質疑に対して、「榎戸団地の跡地については、まだ決まったものではありませんが、完全に用途廃止となり、行政財産から普通財産に変わるため、その活用方法は財政課と協議して今後進めていきたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号は、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

ここで経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○石井孝昭君

私からは、決算審査特別委員会に付託されました令和２年度一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各企業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、議長及び令和２年度の監査に関わった議員を除く、議員１８名で特別委員会を設置し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

本特別委員会は９月定例会開会日８月３１日に設置し、同時に各会計決算等の認定について付託されました。

また、閉会中の継続審査の手続を行わず、会期内で全て議了することが決定し、去る９月２２日、２４日、２８日、２９日の４日間にわたり、本会議場において、総務常任委員会所管事項、経済建設常任委員会所管事項、文教福祉常任委員会所管事項及び総括について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等の出席を求め、それぞれの会計における歳入歳出の内容及びその執行状況を踏まえ、これらが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画とどのように結び付くかを主眼として審査いたしました。

その結果、議案第８号、令和２年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第９号、令和２年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１０号、令和２年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１１号、令和２年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１２号、令和２年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１３号、令和２年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、採決の結果、賛成全員のもと、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

決算審査特別委員会に付託されました案件に対する結果について、ご報告を申し上げます。

以上をもちまして、私からの委員長報告とさせていただきます。

すみません。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

議案第12号、令和2年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定いたしました。

同じく、次に議案第13号、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、採決の結果、賛成全員のもと、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

字句の変更をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木広美君）

ここで決算審査特別委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員長及び決算審査特別委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第4号から議案第13号及び請願第3－1号の討論通告のため、しばらく休憩といたしますので、休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩といたします。

（休憩 午前11時04分）

（再開 午前11時25分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

これから討論を行います。

議案第4号に対し丸山わき子議員から、議案第8号に対し丸山わき子議員、木内文雄議員から、議案第9号に対し京増藤江議員、栗林澄恵議員から、議案第10号に対し京増藤江議員、山口孝弘議員から、議案第11号に対し京増藤江議員、小菅耕二議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第4号、議案第8号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは最初に、議案第4号、令和3年度八街市一般会計補正予算に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策費、またワクチン接種予防費の計上は賛成するものであります。しかし、次の点を指摘いたしまして、反対するものであります。

総務管理費諸費に、ふれあいバス運行路線再編、ダイヤ改正に伴い、経路延長による乗務員の増員に対する増額217万3千円が計上されております。この増員が今回の見直しの中でバス運行の空白地域への対応ではないことは、大変残念であります。この間の説明会では、前回の見直しで空白地域となった市民からの、バスがなくては生活できないという切実な声に、次回の見直しで検討したいと回答しているにもかかわらず、改正案には空白地域をカバーする計画はなく、効率性のみを追求した運行計画となっています。またもや空白地域の

市民を置き去りにすることとなります。一方で、酒々井プレミアムアウトレットへの新たな乗り入れが組み込まれました。市民から、本当に必要なのかと疑問視する声が上がっています。アウトレットの開設時に、千葉交通が榎戸駅、八街駅を経由してアウトレットまで運行したものの、採算が取れず、わずか4か月で廃線となった経緯があるにもかかわらず、高速バス、京成線、ＪＲ成田線などの乗り継ぎができる可能性があるとして、どれだけの市民要望があるのか曖昧なまま、採算を度外視しての運行計画となっています。まずは市民の暮らしの足を最優先すべきです。

２０１３年、交通安全対策基本法が施行され、日常生活に必要不可欠な交通手段の確保を国の施策に位置づけています。市の地域公共交通計画に、この立場を明記し、地域の移動権を実質的に保証する施策を積極的に進めることが必要です。また、市の地域公共交通が進めるＳＤＧｓ達成がかけ声だけであってはなりません。市民がいつでもどこでも自由に安全に移動することは、健康で文化的な最低限の生活を営む上で欠くことができません。孤立集落や住民を絶対につくらないこと、誰もが安心して運転免許証を返納できる計画となることを求めます。

４款衛生費では、コロナ対策として備品購入費、ワクチン接種に関わる予算の計上について、この点は先ほど申し上げたとおりですが、これだけでは片手落ちであります。コロナを収束させるためにはＰＣＲ検査の取組が必要です。特に、ワクチン接種対象外の１２歳以下の子どもの対策が必要です。文部科学省は幼稚園、小学校、中学校への検査キットの配布を始めていますが、県内でもクラスターの多い保育園への対策はありません。保育園へのＰＣＲ検査、検査キットの配置を求めます。

また、コロナ禍で生理の貧困が問題となっていますが、いまだ本市は対応しておりません。学校をはじめとする公共施設への配置を急ぐべきです。

以上の立場から反対するものであります。

次に、議案第８号、令和２年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論であります。

令和２年度は３４１億円という、本市ではかつてない予算規模の下、歳出３０９億７千９２１万８千円のうち、一昨年の台風１５号による農業、住宅被害への支援事業で１０億７千２２６万円、コロナ対策で７２億３千３００万円と、２６．８パーセントが投入され、二重災害の対応に追われた年となりました。市長をはじめ、職員の皆さんの一丸となった取組に敬意を表するものです。

同時に、我が党が長年にわたり、地域の皆さんと一緒に要望してきた児童館建設、１８歳までの医療費無料化の実施、また南中学校屋内運動場改修事業、就学援助費補助単価の見直し、老人福祉センターの改修、消防団員火災出動手当の見直しなどの取組を高く評価し、賛成するものであります。

一方で、市民の立場から指摘せざるを得ない点もあります。まず、市民の暮らしに直結する市財政を大きくゆがめる国の施策の問題です。

1 点目に、交付金についてです。地方自治体の重要な財源となる地方交付税についてですが、地方交付税の代替措置である臨時対策債は令和 2 年度末の市債 1 8 1 億 1 千 1 0 0 万円のうち 1 0 5 億円で、全体の 5 8 パーセントを占めています。臨時対策債の蓄積により財源保障の機能を失っています。地方の財源不足を国と地方で折半するルール継続は、国の責任を投げ捨てていると言わざるを得ません。地方交付税の法定率を抜本的に引き上げ、地方債への依存を早急に改善するよう、国に是正を強く求めることが必要です。

また、地方消費税交付金は前年度比 2 億 7 千万円増の 1 4 億 3 千 8 0 0 万円となりました。国は、消費税増税分を全て社会保障に回すとしていますが、市の社会保障施策事業 8 9 億円のうち、地方消費税交付金の社会保障財源分は 1. 8 パーセントの増となったものの、国庫補助金は 2. 2 パーセント減となり、財源の置き換えでしかありません。不足分は市債等で賄っています。社会保障施策事業を市債で賄うやり方では、市財政は逼迫するばかりです。今後一層増大する社会保障施策事業に対する国の責任と財源保障をしっかりと求めること、あわせて地方消費税交付金の原資は低所得者ほど負担の重い消費税であり、コロナ禍で深刻な景気悪化に陥りつつある市民の暮らし、営業を圧迫しています。市民の暮らし、健全な市政運営の上からも、消費税を減税することこそ経済を元に戻す早道であり、国に減税を求めるべきです。

2 点目に、マイナンバーカードについてであります。交付の関連事務費は前年度比 2 1 6. 8 パーセント増の 3 千 7 0 0 万円となり、国は国民にマイナンバーカードは免許証や健康保険証と一体化し便利になると、取得を促し、マイナポイント事業を導入してカード交付を加速させています。今後このマイナンバーカードと個人の預貯金口座をひも付けし、あわせて各自治体が管理していた膨大な個人情報データをデジタル庁が集約、一括管理します。これでは政府による国民監視だと、弁護士などの専門家から批判の声が上がっています。さらには、国民の同意もなく政府や一部企業が利活用することが可能となり、情報漏えいで個人情報が不正利用される危険性もあります。あらゆる個人情報を国が一元管理することの危険性ととともに、情報流出を防ぐ保証は全くありません。こうした問題への不安に応えることなく、マイナンバーカードの利用拡大の押し付けは市民の理解は得られません。マイナンバー制度廃止を国に求めるべきです。

3 点目には、市民の命の水の問題です。国が強引に進めてきた八ッ場ダム建設が完成し、今後、人口減少で水事業はさらに減り、水あまりが顕著になると予想される下での運用開始となりました。また、難航している霞ヶ浦導水事業の見直しに対し、印旛郡市広域市町村圏事務組合は撤退することなく、取水量の減量を決めて、計画に同意いたしました。市民からは、水道料金への影響を心配する声が上がっています。今ある県水の余剰水の活用とともに、暫定井の存続で、市民の命の水を低廉な価格で提供する取組を求めます。

次に、市政の問題です。2 0 2 0 年から始まった市の後期基本計画の下、SDG s の一人も取り残さないという基本理念に立った市政運営がどうであったかということです。社会的に弱い立場の市民を置き去りにしている市政運営であってはなりません。以下 6 点を指摘いた

します。

まず、市民の安全安心の街づくりについてです。この間、いつ起こるか分からない大規模な地震に対し、震度6弱の設定から震度6強を想定した計画にするよう指摘してきましたが、国土強靱化地域計画の見直しが行われ、震度6強を表記しました。しかし、被害の推計は旧表記の震度6弱で、家の全壊230棟、重傷者は30人、死亡者は0人。新たな震度6強の揺れに対し、全壊は197棟、重傷者、死亡者は同数となっており、震度6弱と6強の被害差がなく、家の全壊では震度6強の方が少なくなっています。被害の少ない方向でよしとする在り方では、市民の命や安全を守ることはできません。防災行政に緩みを生じさせる計画であってはならず、最大の災害に備える取組が早急に求められます。

また、市民の安全を守る点で、カーブミラーの早期改善が必要です。現在設置されている多くは、気象条件が悪いときには、その役割を果たしていないのが実態です。道路整備が進まない中で、高規格のカーブミラー設置でより安全性を確保することを求めます。

2点目には、高齢者施策についてです。高齢者のサービスに関わる在宅老人援護対策費は前年度比30.9パーセント、約1千万円の削減となりました。その主なものは高齢者外出支援タクシー助成制度、針きゅうマッサージなどです。これらの事業は高齢者が必要とする施策であり、縮小すべきではありません。高齢者外出支援タクシー制度の事業成果では、高齢者の孤立防止、健康維持、外出支援が図られたとしていますが、助成券を1人48枚から30枚に減らしたことで、外出を諦めたという高齢者、南部・北部地域に住む方や年金暮らしの方々から、ますます利用できなくなった、見捨てられたようだという不安の声が上がっています。市内どこに住んでいても安心して暮らせることを保障するのが自治体の仕事です。市民の切実な願いである、誰もが安い料金で玄関先から利用できる乗り合いタクシーの一日も早い実現を求めます。

3点目には、八街市の経済の屋台骨となっている農業、商工業についてです。農業商工予算は全体の4.8パーセント、一昨年の台風による甚大な被害に対し、パイプハウス等の復旧支援が行われましたが、その一方で廃ビニールの処理運搬費は1キログラムあたり12.3円から34.8円に引き上げられ、2.8倍もの農家負担です。農家の方からは、復旧支援を受けるには保険加入が前提で、しかも廃ビニールの処理は3倍近い負担ではと、悲鳴が上がっています。復興のさなかにこうした負担増をすべきではありません。農業後継者対策では、18.3パーセントの減となっています。後継者育成という点からも、廃ビニールの処理に対する市独自の支援策を充実させることが必要です。

また、コロナ禍で地域経済が低迷している中、地域経済対策への支援はあらゆる視点から対応していくことが求められます。中でも住宅リフォーム助成制度は地域経済活性化への大きな役割を果たしています。ところが、予算500万円に対し決算額は250万3千200円、補助対象件数は31件で、執行率は約50パーセントにとどまっています。この間、地域経済波及効果は14.5倍と、市長自身が認めている事業であり、50パーセントの執行率であれば、経済波及効果は半減です。一昨年の台風、またコロナ感染の影響は市内業者の経営

を圧迫しており、このようなときだからこそ、この事業の100パーセント執行を求めます。

4点目に、本市が最も遅れている住宅政策です。高齢者が多く、居住する交進、朝陽、笹引住宅では耐用年数をはるかに超え、公営住宅法で言う健康で文化的な生活を営むに足りる住宅にはほど遠く、老朽化し、劣悪な住環境の住宅となっていることは、この間も指摘してきたところでございます。計画的に低廉、低層の高齢者向け住宅の建て替えで、安心して暮らせる環境整備を進めることは喫緊の課題です。

5点目には、次代を担う子どもたちの教育についてです。まず、教育現場を預かる教職員の問題です。教員の休職に対し、代替の講師の未配置は教職員の大きな負担増となっています。また、教職員の働き方が問題になっていますが、小学校53パーセント、中学校では57パーセントの教員が1か月45時間を超す残業をしています。厚生労働省が過労死ラインとしている残業時間80時間を超す教員は、小学校10パーセント、中学校12パーセントとなっており、45時間を超えない取組が必要です。そのためには、県に対し教員の増員を求めるとともに、市独自の教員の配置の努力、また支援員、カウンセラー、図書館司書の増員とともに、今まで以上に業務の一層の見直しで、働き方の改善に取り組むことは喫緊の課題です。

子どもの貧困対策の1つである就学援助制度の支給率は、小学校では前年度比1ポイント増の8パーセントに、中学校は前年度と同じ9パーセントであり、全国平均の15パーセントにまで、一層の底上げの取組が必要です。

また、給食費の滞納状況は依然として多く、滞納額は6千700万円となっています。何らかの理由で給食費を未納、滞納せざるを得ない児童・生徒の心理的負担を解消していくためにも、就学援助制度の拡充、また支援対策を強化することが必要です。

6点目に、税徴収の在り方についてです。令和2年度も徴収事務について、滞納処理の強化など、徴収率の向上を図るとして、学資保険12件を含む差押えを実施しました。少額の学資保険を、苦しい家計の中から、将来の子どものためにと積み立てているものを差し押さえるやり方は、少子化の中で、子育て支援に逆行するものであり、直ちに中止すべきです。また、搜索を5回実施したが差押えの対象はなかったとのことですが、搜索に至る過程の対面指導の在り方が問われます。滞納者の半数強が所得200万円以下であり、せっぱ詰まった暮らしの中から必死で支払いをしている実態を無視し、滞納者の財産を搜索する強権的なやり方は改善すべきです。市税等の税收アップをさせるためには、国の言いなりの差押えなどの収納対策の強化を進めるのではなく、住民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談収納活動に転換することを求めます。

最後に、15億円の不用額についてです。前年度も15億円を超す不用額を出しています。予算の積算根拠に対し、これだけの不用額が2年連続して出ることには疑念を生じます。予算の承認を求めた機関に対する審議とともに、予算執行に関わる総合牽制の観点からも、事業がある程度確定した後、速やかに減額補正し、市民要望に応えた市政運営、財源の有効活用をすべきです。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大の下で、これだけの不用額があるに

もかわらず、PCR検査など、迅速な市独自の対策が取られてこなかったことは大変残念なことです。

市民の命と暮らしを守ることを第一の八街市にしていくことを求め、反対討論といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、木内文雄議員の議案第8号に対する賛成討論を許します。

○木内文雄君

議案第8号、令和2年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

決算の認定にあたって、各施策を見直してみますと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることと思われます。市民の生活面では、新型コロナウイルス感染症との共生を想定する新しい生活様式が提起され、ソーシャルディスタンスの確保が常識となっております。働き方の面では、東京オリンピック・パラリンピック開催時の混雑解消のための手法の1つとされたテレワークが感染対策防止の観点から一気に普及し、在宅勤務や時差出勤は日常となり、ウェブ会議やオンライン飲み会も一般化しています。また、経済面では、緊急事態宣言が発出された4月、5月は経済活動が大きく制限され、倒産や生活活動の制限は雇用に影響を与え、完全失業者数も増加しました。こうした新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢の変化は、当市の財政運営にも大きく影響を及ぼしていると考えられます。

まず、本市の財政調整基金は、平成30年末では約26億円あったものが、令和2年度末には16億5千万円まで減少し、この2年で6億5千万円もの取崩しを行っております。これは、令和元年度に発生した台風15号をはじめとした自然災害、また新型コロナウイルス感染症対策が主な要因となっておりますが、中でも新型コロナウイルス感染症が本市に与えた影響はしばらく続くものと考えられ、歳入では経済活動の停滞化により財政の確保が懸念され、歳出ではポストコロナに対応した事業費の増加が予想されます。

こうした中において、新型コロナウイルス感染症対策に数多くの事業を実施しております。売上の減少や経費の増加に伴い、経営が逼迫している中小企業等に対して、1事業者に10万円を給付した中小企業元気アップ支援事業は、多くの中小企業者の事業の継続や感染対策、拡大防止に寄与し、先行きが不透明な中で経営の回復に向けた一助になったと評価しております。

子育て世帯に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、児童手当を受給している子育て世帯への生活支援臨時特別給付金給付事業、市内の18歳以下の子どもがいる世帯への八街っ子元気アップ支援事業、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭への、ひとり親家庭等元気アップ支援事業など、子育て世帯の経済負担を軽減させた施策は一定の成果があったものと思います。

また、子育て支援として、中学校まで実施していました子ども医療費助成制度は、高校生まで医療費を助成することで、子育て世帯が安心して育てることのできる環境を整備し、支援の充実を図るという、とても有意義な施策だと感じております。

国の、教育におけるICTを基盤とした先端技術を活用し、次世代の人材を育てようとするGIGAスクール構想を推進していく中で、本市はいち早く小・中学校の児童・生徒に1人1台のタブレット端末を設置されたことは、学習環境改善の大きなツールと捉えております。国や本市を支える人材育成を加速度的に進めることができると思います。コロナ禍において、一人も取り残さず、誰もが公平に学べるように、創意工夫に努められながら、学習環境を整備されますよう、お願い申し上げます。

昨年も、令和元年に発生した台風15号などの大規模災害に対する復旧作業を行っている状況が続いており、今でも災害の大きさをまざまざと見られていると思っております。去年は幸い、本市はそのような大きな災害に見舞われることはありませんでしたが、コロナ禍において、その対応は平時と異なることから、災害時に必要な発電機や災害用LED電気投光器の購入だけでなく、感染症対策に必要なパーティションや防護服などの購入、また新たに市内3か所に防災備蓄倉庫を設置するなど、これまで以上に非常時における防災対策を行っていただいております。また、東京電力パワーグリッド株式会社成田支社、八街少年院など、昨年も多くの団体や事業所と災害発生時の応急対策や活動協力に関する協定を締結しております。これにより、非常時にも広範囲かつスムーズな応急、復旧活動ができるようになり、必要な支援を受けることは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための大きなものとなっております。引き続き、大規模災害に迅速な対応をするために危機管理体制の強化を図っていただくよう、要望いたします。

さて、完成を待ち望んでおりました児童館の建設や、老人福祉センターの改修が完了し、施設を利用する方にとって、快適な環境下で、それぞれの目的に沿った利用ができるようになりましたので、今後においては地域の拠点として役割が大きくなると期待しております。

次に、市内の道路事情ですが、本年3月に八街バイパスが全面開通しました。これにより交通渋滞の緩和及び交通の円滑化が期待されるだけでなく、交流人口の増加、また地域の活性化が図られると期待しておりますが、今後はこれに接道する市道の整備はもちろんのこと、歩行者目線に立った交通安全に、これまで以上に力を注いでいただくよう要望いたします。

将来に向けた施策として、令和2年度から八街総合計画2015後期基本計画と併せて第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしました。これは街づくりを総合的、計画的に進めるとともに、前期基本計画の深化、流通を図りながら、基本構想を実現させるための計画であり、コロナ禍においては難しいところがあると思いますが、計画の実現に向けて、人口減少社会への対応を図りながら、着実な取組を望みます。

そのほかにも、公共施設トイレ洗面等自動水栓化、子育て世帯包括センター「にじいろ」の開設、農業経営の多角化や育成支援の推進、小学校・中学校体育館トイレなど、教育施設の改修など、特定の分野に偏ることなく、多様な市民ニーズに応えた事業を実施しております。

しかしながら、不安材料がないわけではありません。人口減少はもとより、これに伴う税収の悪化、またコロナ禍の収束の見通しが不透明なことによる財政悪化が予想されます。これは経常収支比率を見ても明らかであり、令和2年度は95.6パーセントと、3年連続して

95パーセントを超え、財政構造の硬直化が進んでいる現状において、コロナ禍の影響だけでなく、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業など、多額の支出も予想されており、また、地方債残高も一昨年と比較して減少しているものの、小学校・中学校空調設備整備事業の償還など、公債費の増加が見込まれていることから、急速に対策を講じる必要があり、緊縮財政の中でも多額の支出をしなければならないという、相反する状況が生じております。

今後もコロナ禍への対応、限られた予算での事業執行、また財政健全化の確保と、様々な問題を抱え、先行きの見えない厳しい難局に対し、ここは経験豊かな北村市長が手腕を発揮され、乗り越えてくれると期待しております。市長や職員の皆様だけでなく、私たちもお力添えできるよう、全力で応援することを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

討論中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分より、引き続き討論を行いますので、それまで休憩としてください。

以上です。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、討論を行います。次に、京増藤江議員の議案第9号、議案第10号、議案第11号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第9号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をいたします。

令和元年10月からの消費税10パーセントへの増税や、新型コロナウイルス感染症の影響による減収や失業等により、市民の暮らしが厳しい中、徴収強化をしても、令和元年、2年度の国保税収納率は前年度より0.8ポイント上回ったものの、60.89パーセントで県下最低クラスが続いています。このような状況下、医療費の増額見込みにより、令和3年度からの国保税の課税限度額を合計3万円引き上げました。課税限度額は平成30年から毎年引き上げられてきました。限度額が高額なことに対し、制度に加入したくなるほどの負担額だと批判の声が上がっていましたが、引上げによって99万円にもなり、さらに耐え難い負担となります。高額所得階層であっても負担を増やすことは限界となっており、国保財政の安定にはつながっていません。引上げは中止するしかありません。

生活が苦しく、国保税を払いたくても払えず滞納した人には、病院窓口で医療費全額を支払わなくてはならない資格証明書や、短期間のみ有効な短期保険証が交付されます。令和2年度に資格証明書を交付されたのは236世帯と、年々増加しています。短期保険証を交付された世帯は1千66世帯です。そのうちの225世帯は手元に保険証が届かない、保険証滞

留世帯となっています。保険証の役割を果たさない資格証明書の交付や、短期保険証を役所内に留め置きしたからといって、国保税を納められるわけではありません。恒常的低所得世帯に対する減免を求めます。

国保税の引下げや減免を充実し、国保制度が社会保障制度としての役割を果たせるよう、全国市長会は引き続き国に1兆円の公費負担の早期実施を求める必要があります。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々に対する支援策2点が実施されました。その1つは、令和2年度の収入が前年度と比較して3割以上減少する見込みがある場合、国保税の減免が実施されたことです。本市においては165件の適用があり、減免額は約2千956万円でした。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスに感染した従業員に対し、傷病手当金を創設したことは、非常に画期的で評価できるものです。2件の適用があり、43万7千720円が支給されました。しかし、事業主に適用されないことは非常に残念です。事業主が感染すれば、事業の存続に関わる場合があることから、事業主を対象に加えるよう、求めます。また、コロナ対策としてだけでなく、国民健康保険制度の中の制度として創設するよう求め、反対討論いたします。

次に、議案第10号、令和2年度八街市後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は高齢者に際限のない負担を押し付ける制度であるとして、制度創設に対して反対運動が沸き起こったとき、政府は国民の怒りを無視できませんでした。低所得者に対し、保険料の軽減特例措置等を設け、平成20年4月に創設しました。その後、2年ごとの制度の見直しのたびに保険料が引き上げられ、令和2年には保険料の特例軽減措置が縮小されました。令和2年度の後期高齢者医療保険料は年額1人あたり平均で5万9千143円になりました。また、低所得者の方々の保険料特例軽減措置を縮小したことにより、令和2年度の負担は4千100円増となりました。保険料収納率は前年度比で0.97パーセント上回ったものの、96.67パーセントと、県下最低クラスに変わりはありません。高齢者の暮らしがいかにかんがわれます。

収入が増えない中での制度改悪は高齢者を不安に陥れています。コロナ禍の中での高齢者医療の負担増や消費税増税で、何を節約すればいいのかと、高齢者から悲鳴が上がっています。制度創設前、この制度は高齢者の負担を増やし、高齢者を医療から遠ざけるものであると批判されたとおりに状況は進んでおり、高齢者の福祉向上とは相容れない制度であることは明瞭です。恒常的低所得者に対する減免制度を創設するとともに、制度の廃止を求め、反対討論いたします。

次に、議案第11号、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をいたします。

八街市の保険料は、この間、引上げが見送られてきましたが、それでも高過ぎるという苦情は後を絶ちません。また、保険料は収入が低い人の負担率が高いことが問題でしたが、令和

元年度、２年度にかけて、国が後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置を縮小して保険料を引き上げる一方、低所得者の介護保険料は軽減されました。軽減されたといっても、差し引きすると負担は１千２００円程度の引下げです。それでも、保険料引下幅が大きい保険料第１段階の方の保険料滞納割合は減少しました。収入が少ない世帯においても、十分に保険料の引下げを実施するならば、払える世帯が増えることがはっきり示されました。保険料を滞納すると、サービス利用料を一旦全額、１０割自己負担にするなど、厳しい罰則があります。保険料を滞納せざるを得ない方が利用料１０割を払えるわけがありません。介護を受ける権利を守るためには、いかに滞納を防ぐかが重要です。消費税増税、年金引下げなど、福祉制度改悪等により、市民の暮らしは厳しくなるばかりです。保険料の滞納がある場合、国保税または後期高齢者医療保険料はどうかなど、市民の生活困窮度を的確に把握し、生活保護などにつなぐよう、求めます。

また、特別養護老人ホームの待機者は５３人です。必要な人の誰もが入所できるように、待機者をなくす施策を求めます。

介護保険制度については、保険料引上げや制度改悪が繰り返され、高い保険料を払っているにもかかわらず、必要な介護を受けられないため、家族の介護離職が後を絶ちません。介護制度の充実が市の努力だけでは限界があります。制度に対する国の負担を増やし、国の責任で保険料の軽減、制度の充実を国に要望するよう求め、議案第１１号に反対します。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

次に、栗林澄恵議員の議案第９号に対する賛成討論を許します。

○栗林澄恵君

議案第９号、令和２年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

本市の国民健康保険は、人口減少及び少子高齢化の進行により、被保険者が減少傾向にあります。中でも制度の支え手である現役世代の被保険者が減少しており、国保運営の根幹である保険税も減収傾向にあります。一方、加入者の高齢化により医療費の上昇は続いているため、国保運営は財政的に厳しい状況に置かれています。こうした中、平成３０年から都道府県が市町村とともに国保運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体として、持続可能な財政運営の実現に向け中心的な役割を担うこととなり、本市の国保財政は平成３０年度から黒字化となり、令和２年度においても一般会計から制度外の繰入れをしない財政運営を実現しております。

令和２年度における国民健康保険事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた運営状況が伺えます。歳入では、保険税について、保険税収納額が前年度と比較し１億４千１１万３千円減少しております。その内容は、新型コロナウイルス感染症に関連する収入の減少に伴う世帯の減免や、令和元年度に甚大な被害を受けた台風１５号等による追加減免など、国保税減免額が約３千５００万円と多かったこと、課税所得や被保険者の減少に伴う課

税額の減少が１億１千８００万円であったこと、収納率の低下に伴う影響額が約２千８００万円であったことによるものです、との説明がありました。また、現年度分の収納率は０．５５ポイント減の８７．８３パーセントであり、ここ数年、上昇していた収納率が残念ながら減少しております。

これに対し、収納率向上に向け、軽減判定所得の引上げ、課税限度額の引上げの１年先送り、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への減免、台風１５号等による被災者への追加減免など、生活支援と収納率向上に向けた取組を行いました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、収納活動を縮小せざるを得なかったこと、納税者が来庁などの外出を自粛、控えたことなどが収納率が低下した要因であると考えます、との説明がありました。市が収納率向上に向けた取組に努めていることはよく理解できました。

歳出では、特定健康診査等事業費の支出額と、特定健診受診者が前年度より大幅に減少しており、その理由を伺ったところ、令和２年度の予算編成時は例年どおり８月の集団健診実施を計画していましたが、健診実施に向けた施設の確保や委託業者との契約など、健診に向けた主な準備をする令和２年４月、千葉県に緊急事態宣言が発令され、感染症の収束が見通せない状況の中、延期せざるを得なかったこと、結果的に再度発令された緊急事態宣言下の令和３年２月、健診当日の体調チェック、手指の消毒、集団の定義である密閉、密集、密接となることのないよう、健診会場への入場制限などの感染対策をした上で、健診を実施されました。新型コロナウイルスに感染した場合、基礎疾患がある方の方が重症化するリスクが高いと言われていることもあり、健診を希望する方へ最良な健診環境を提供することができたことは、保険者としての責務を果たせたものと考えています。

また、コロナ禍の中、従来の集団健診だけでは円滑な健診事業の推進は困難と考え、令和３年度から、医師会の協力を得て、市内１０医療機関、酒々井町の２医療機関、集団健診委託医療機関で８月から１０月までの３か月間、個別で特定健診を行う環境を整えております、との説明がありました。

収納率や健診率は前年度を下回っていますが、コロナ禍という、例年とは異なった環境の中で、保険者としての責務を果たしておりますし、令和３年度からは新たに個別健診を開始するということで、取組を評価したいと考えます。国民健康保険は被保険者である市民の皆様の健康を守るという重要な役割を担う制度であることから、今後も県と共同して、国民健康保険事業の運営にあたり、保険事業の充実、医療費の適正化、保険税収納率の向上に取り組んでいただくことを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、山口孝弘議員の議案第１０号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

議案第１０号、令和２年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は原則７５歳以上の方を対象として、これからも安心して医療を受ける

ことができるよう、創設された医療保険制度であります。高齢化が進み、被保険者や医療費が増加する中、この間に保険料の軽減措置が講じられるなど、着実に制度が定着し、成果を上げられているものと感じております。令和２年度は保険料軽減特例がさらに縮小され、その役割が終了し、令和３年度からは適用されませんが、社会保険充実策として介護保険軽減の充実や年金生活者支援給付金の支給が行われ、対策が講じられております。

八街市の後期高齢者医療保険における被保険者は令和３年３月末で８千９１７人、前年度比で１０８人、１．２３パーセントの増加で、八街市の総人口６万８千３０１人の１３．０６パーセントにあたり、市全体の人口が減少する中、増加を続けております。

広域連合へ納付した保険料等負担金も６億８千４４０万２千７３０円で、前年度比８．８１パーセント増加しております。その一方で、滞納繰越分を含めた保険料収納率は９６．６７パーセントと、昨年より０．９７ポイント増加しておりますが、県内ではワースト３位という状況であり、収納率向上は喫緊の課題でございます。

このような中でも、後期高齢者医療制度は都道府県単位の広域連合が運営主体となったため、ますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域化による財政基盤の強化が図られ、安定的な制度運営が継続されていくものと思っております。

今後も千葉県や広域連合と連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層努力していただくよう要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

次に、小菅耕二議員の議案第１１号に対する賛成討論を許します。

○小菅耕二君

私は、議案第１１号、令和２年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和２年度末における本市の６５歳以上の高齢者人口は２万１千２２６人と、全人口の３１．１パーセントを占め、平成２７年度末の２５．９パーセントと比較して、５年間で５．２ポイント上昇しております。また、６５歳以上の要介護・要支援認定者は２千８１４人と、６５歳以上の１３．３パーセントを占めるなど、高齢化社会が急速に進展する上、いわゆる団塊の世代が高齢化を迎えている状況であり、今後ますます介護保険制度が老後を支える制度として定着かつ拡充が求められているところであります。

令和２年度は第７期八街市高齢者福祉計画、介護保険事業計画の最終年ではありますが、この計画の中において、健康と思いやりにあふれるまちを目指すという基本概念と、６つの基本目標を掲げています。その１つとして、介護保険サービスの充実では、本年３月に八街南中学校区において市内４か所目となる小規模多機能型居宅介護施設を開所し、介護施設の充実が図られたところであります。

続いて、生涯にわたる健康づくりの推進においては、コロナ禍にあっても介護を要する状態にならないよう、感染防止対策を取りながら介護予防運動教室を開催したり、教室を開催で

きない時期には介護予防のリーフレットを郵送するなど、努力されたことが伺えます。

また、高齢者が安心して暮らすことができる街づくりにおいては、市内2か所の地域包括支援センターを中心として、高齢者の相談支援、権利擁護、ケアマネジメント業務が行われたほか、配食サービス、おむつ給付、成年後見制度利用支援なども行われ、高齢者に対する継続的な支援が図られております。

介護給付費については、第7期最終年における給付費の見込みに大きな乖離は見られず、堅実な介護保険運営をされていると感じているところであります。介護保険財政の健全性、持続性の確保に十分努力の跡が見られるところであります。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えつつ、高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づいて、本市の実情を踏まえた高齢者福祉の充実、介護保険財政の健全性、持続性の確保が図られることを要望いたしまして、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第4号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議

員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和2年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第8号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第9号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第9号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号、令和2年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は原案可決及び認定です。この議案は原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第13号、令和2年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は原案可決及び認定です。この議案は原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、請願第3-1号、八街市内の通学路に関する請願を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。請願第3-1号は採択と決定いたしました。

決算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において全て認定並びに原案可決及び認定されました。これで決算審査特別委員会を解散いたします。

日程第4、議案第16号を議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第16号に対する質疑を行います。1人あたりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

それでは、質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは若干、質問させていただきます。

まず、歳入からお伺いいたします。

補正予算書8ページで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5千260万1千円が計上されました。今年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額はどのくらいになっているのか、お伺いいたします。

○財政課長（和田暢祥君）

今年度、令和2年度の当初繰越分で既に入っているものが2億7千210万8千円、そして今回の第6号補正で追加支援分ということで上程させていただき予算が5千260万1千円という形になってございまして、トータルで3億3千177万7千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、歳入としているところでございます。

○丸山わき子君

了解いたしました。

それでは、歳出のところでお伺いいたします。

補正予算書9ページの総務費、財産管理費3千万円について、お伺いいたします。

委託料、第1庁舎1階感染症対策調査業務200万円ということで、業者に委託するようなんですが、これはこういった委託内容になってくるのか、お伺いいたします。

○財政課長（和田暢祥君）

今回の庁舎整備費、委託料ということで第1庁舎1階の感染症対策調査業務ということで200万円を計上させていただいております。200万円の調査費につきましては、第1庁舎1階の待合スペースの密の状態に対しまして、以前から課題になっていたところでございます。市民の待合スペースのところにつきまして、既に消毒用のアルコールですとか、飛沫防止シートなど、できる対応はさせていただいているところですが、待合スペースの状態について、さらに感染対策を実施できないかということでございまして、スペースの拡大以外に、市民の皆様が利用しやすい動線といいますか、空間の確保、キャビネットで高い状態にあるようなものをローカウンター化して、動線的に、市民の皆様を担当窓口まで円滑に誘導できるような、そういうものも含めて環境の改善を調査研究してまいりたいということで、調査の方をするものでございます。

○丸山わき子君

工事請負費が170万円とあるわけですが、調査の結果によって動線を作っていくためにカウンターを低くしたりとか、そうするための工事費であるということで理解していいわけですね。

次に、備品購入費2千630万円とあるわけなんですが、これはどのような内容になるのか、お伺いいたします。

○財政課長（和田暢祥君）

こちらにつきましても、まず委託料の中で調査業務というのを第1段階としてやりまして、どのような形で備品等が必要になってくるのかというのはその後に決定してくるものですから、今のところ、暫定的なところで予算計上させていただいておりますけれども、例えば今現在、ロビーの窓口で市民の皆様がお座りになっている椅子ですとか、そういうものは会議室の椅子を流用させていただいて、暫定的に活用させていただいております。そのような椅子等につきましても、パーティション的といいますか、セパレートに分けた形で、ちゃんと感染症対策が取れるような備品に替えるですとか、そのほか、もともとのスペースを確保するというような意味で、もう少し執務的なところを狭めて、待合室の方を広くできるような、

そのような備品を検討できないか、その辺についてはまた調査の結果によって備品の対象物が変わってくるのかなというふうに、今のところは検討しているところでございます。

○丸山わき子君

了解いたしました。

次に、補正予算書11ページ、衛生費、保健衛生総務費で3千万円、PCR検査等業務についてのものだということのようなんですが、この3千万円というのは何人分で、こういったときにPCR検査をするのか、お伺いいたします。

○財政課長（和田暢祥君）

今回の新型コロナウイルス感染症対策費といたしまして、PCR検査等業務ということで、今のところ暫定的な仮置き算定になってしまいますけれども、各幼稚園、保育園、小・中学校等でもし仮に陽性者が出たというような形で、1校あたり25人分ということで仮積算させていただいております、22校分ということになりますので、各幼稚園、保育園、小・中学校、各1回ずつ、1校あたり25人ぐらいで割り返しまして、積算させていただいたということで、計算してございます。そうしますと、1人あたり約3万円程度ということで計算いたしますと、全体で1千650万円というような積算をさせていただいたところでございます。

○丸山わき子君

議案説明書の中では、小・中学校とあるわけなんですけれども、小・中学校だけではなくて、幼稚園、保育園も入りますよということで理解してよろしいんですか。

○財政課長（和田暢祥君）

積算の中では、各幼稚園、保育園も含めまして、あと小学校、中学校ということで考えたところでございます。

○丸山わき子君

文部科学省は小・中学校、幼稚園に対して抗原検査キットを配布しているわけなんです。この間も私は申し上げてきましたけれども、コロナ感染状況というのは低年齢化してきていて、12歳以下のワクチン接種対象外の子どもたちに対して対策を取っていただきたいんだということを申し上げてきました。

PCR検査だけでいいのかどうか。文部科学省がやるような抗原検査キットで保育園でもきちんと対応していく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺についてはどのようにお考えなんですか。

○市民部長（吉田正明君）

保育園あるいは幼稚園での抗原検査的なところは、丸山議員から今回の議会で再三にわたってお話いただいた中で、確かに先日、国の方からも新型コロナウイルス感染症が広がる中であって、抗原検査キットをより入手しやすくして、体調が気になる場合などのセルフチェックとして自ら検査が実施できるように、いわゆる薬局で販売しているものも差し支えないという見解が出されたところでございます。これを受けまして、私どもの方でも今現在、

特に保育園、それから幼稚園に限っては、とりあえず今回の予算で計上しておりますのは市の指針に基づいたPCR検査の費用ということで計上させていただいておりますけれども、できましたら、保育園、幼稚園で例えば登園された後に体調不良を訴えるようなお子さんが出た際に、抗原検査キットでその辺のチェックができるように、各保育園あるいは幼稚園の方にそういった抗原検査キットを配布できるように、協議の方を進めているところでございます。その辺を前向きに今検討しているところでございますので、ご了解いただければと思います。

○丸山わき子君

今まで検討いたしますという答弁でございましたけれども、これからは各幼稚園、保育園に配布の方向で進めていくということでございます。これは先に絶対にしないように、一歩手前で対応していただくことをお願いしたいというふうに思います。

いまひとつ、コロナ対策の中でどうしても取り組んでいただきたいのが、コロナ問題の中で出てきたのが生理の貧困の問題です。こういった問題については、この補正予算の中では見受けられませんが、この辺についてはどのようにご検討なさっているのか、お伺いしたいと思います。

○市民部長（吉田正明君）

生理の貧困問題については6月議会から継続してお話が出ている中でございますけれども、確かに重要性というものは十分認識しておりますけれども、生理用品の配布という考え方の中で、ただ単に生理用品を渡せばいいということではなくて、真に必要とされている方にしっかり配布すること、また配布だけで終わらせるのではなくて、ほかに抱えている困りごとについても把握して、必要な支援につなげていくというような取組も、ある意味、重要ではないかと思っております。ですので、今回の、いわゆるコロナ対策というよりは、むしろ貧困絡みの対策の中で別途考える必要があろうかと思っておりますので、いましばらく、ちょっとお時間をいただきたいというふうに考えているところでございます。

一応余談にはなりますけれども、今現在、指定管理の運営を担っていただいている児童館の方につきましては、社会福祉協議会の協力をいただきまして、トイレに生理用品の方を常設していただくことといたしました。また、10月9日の土曜日に社会福祉協議会の方で実施を予定しております食料支援、いわゆるフードパントリー事業、こちらの際にも、当初の予定では米等を中心といたしました食料品を配布するという形でしたが、あわせて生理用品についても配布品目の中に加えてほしいということでご協力をいただけることになっております。まずはできるところからしっかり、その辺については対応してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今までなかなか、この問題につきましては一歩が踏み出せないでいたわけなんです、まず第一歩が踏み出せたということに対しては感謝いたします。しかしながら、貧困というのは、執行側から見た貧困と、市民が感じている貧困は違うわけなんです。そういう点で、どこ

で線を引くのかというのが大変私は心配なんです。今言われたように、児童館に常設しますと。常設しますというのが本来ではないか。ですから、学校なんかのトイレにトイレットペーパーが置いてあるように、そういった常設というのを検討していく必要があるんじゃないか。それは教育委員会がやればいいというふうにお考えなのかもしれませんが、その辺は一本化して、学校でも、トイレットペーパーが置いてあるように、こういった生理用品が常設されていくように。見た目の状況と実際の貧困の状況というのは本当に違うということがかなりあるわけです。各ご家庭が大変困っている状況というのなかなか見つけられない、そういう子どももいらっしゃるはずなので、ぜひ学校でも常設ということを今後検討していただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、補正予算書11ページの商工費について、お伺いいたします。

八街市ががんばる中小企業等支援金事業費に関してなんですけれども、この間、新しい生活様式応援の補助金事業の取組から、事業者の本当の実態、あるいは事業者の皆さんの声を聞いて、即、事業を見直して、新たな事業で対応されるということは高く評価したいというふうに思います。

新たな八街市ががんばる中小企業等支援金事業費というのは、いつからいつまで実施するのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

申請の受付時期につきましては、11月1日から開始できるよう、準備の方を進めてまいりたいと考えております。

また、期限につきましては、交付金の事業で行っておりますので、年度内に全て支払い関係を終了させて、事業を完結させる必要があることから、令和4年2月15日までの受付を予定しております。

○丸山わき子君

11月1日から令和4年2月15日ということで、前回の事業と同じように、全ての業者の皆さんにこうした情報が伝わるように、ぜひ取組を進めていただきたいということと、それから申請手続の簡素化についてなんですけれども、その辺については何か検討されていますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

申請手続につきましては、令和2年度に行いました八街市中小企業元気アップ給付金のときに、申請手続につきましてはかなり簡素化して分かりやすいものにしてございますから、こちらと同様の申請の内容にしたいと考えています。

○丸山わき子君

分かりました。

もう一点お伺いしたいのは、新しい生活様式応援補助事業で、もう既に200件の事業者の方がこの補助金を受けているわけなんです、その方々は新しい補助事業について申請でき

るのかどうか、その辺についてはどのように検討されていますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

令和2年度に実施いたしました八街市中小企業元気アップ給付金を受けました事業者の方や、今実施しております新しい生活様式応援事業の給付を受けた方、また国や県の給付金事業を受けられた企業や個人事業主等の方でも、今回の八街市がんばる中小企業等支援金の支援要件に該当している方であれば、申請の方は行うことができるような形になっております。

○丸山わき子君

一人でも多くの方が利用できるんだということで安心いたしました。どうぞ大変な事業になりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

それから、補正予算書12ページの防災費536万8千円について、お伺いするものなんです。説明の中で避難所用の備品ということがあるわけですが、数量はどのくらいなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（會嶋禎人君）

今回この補正ではパーティションが約200個、それからベッドが200個で、このベッドは簡易ベッドという形で、段ボールではなくて、広がるというか、簡単なベッドを200個、予定しています。

○丸山わき子君

段ボールは湿気が入ってしまうと大変なんだということで以前にも説明があって、また段ボールだったらどうするんだろうと、ちょっと気になったんですけれども、大変よかったと思います。

充足状況ですね、今回のパーティションとベッドを購入することによって全体ではどのくらいになるのか。それから、各避難所への配置状況はどんなふうになってくるのか、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

今現在、段ボールのパーティション自体は180個、多少前後はありますが180個ということで、今回で倍増になります。それから今お話のありました段ボールベッドも同じ数、180個あります。あと、コロナ関係の資材というか備蓄関係としましては、通常想定されるアルコールジェルですとか感染症の防護服などですが、感染症の防護服については受付業務等で必要となりますので、全体で今、手袋、シューズカバー等を含めて、420個。それから、換気の関係で大型扇風機が40台、それから気化式冷風機が80台、発電機14台、コードリールは当然、電気製品とセットで40個ということで、あとカメラは一応今のところ公民館、プラザを中心に5台ということで、準備しております。

大体の配布なんです。先ほど言った防護服とか手袋、シューズカバー等は各所へ均等に今のところは14個程度になっております。段ボールパーティションとベッドについては、中央公民館が中心ということになりますので、中央公民館に今のところ150台、それから用

草と南部老人憩いの家で15台ずつという形です。先ほどの簡易段ボールベッドはスポーツプラザを中心に置いておこうというふうに考えております。アルコール関係は、当然ほぼ均等に配備しているところでございます。

○丸山わき子君

こういった対策が大変必要になっているんですけれども、せんだつても申し上げましたけれども、障がい者の方が避難する老人福祉センター、あそこについても早期に障がい者の方が避難できる体制を取るためにも、こういった備品の整備を早期に進めていっていただきたいというふうに思います。

以上のことをお願いいたしまして、私の質問を終わりにします。

○財政課長（和田暢祥君）

先ほど歳入の国庫補助金のところで答弁させていただいたんですけれども、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の今までの金額は幾らかということでお答えさせていただいたんですが、令和2年の繰越分ということで2億7千210万8千円、そして事業者支援分の今回の第6号補正の追加分ということで5千260万1千円、もう一つ、今回の9月議会の第5号補正分ということで706万8千円というのもございましたので、これを合わせまして3億3千177万7千円ということになるものでございます。訂正させていただきます。

○議長（鈴木広美君）

よろしいですか。

○丸山わき子君

はい。分かりました。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午後 2時09分）

（再開 午後 2時19分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

○栗林澄恵君

それでは質問させていただきます。

初めに、総務費なんですが、先ほど丸山議員の方からも。

○議長（鈴木広美君）

ページ数をお願いいたします。

○栗林澄恵君

大変すみません。補正予算書9ページです。

先ほど丸山議員の方からも質問がありましたが、庁舎整備費の中の調査業務の方なんですけど、もちろんこれは可決されてからのことだと思うんですけど、スケジュール等が概ね分かっていたら、教えていただきたいと思います。

○財政課長（和田暢祥君）

お答えいたします。

今回の第1庁舎1階感染症対策調査業務につきましては、本議会でご承認を得られれば、すぐ調査業務の契約ができるような設計を組みまして、この事業自体につきましては今年度末までに全て完了しなければならないということで、速やかに事業の方を進めてまいりたいというふうに考えております。

○栗林澄恵君

工事等も入ると思いますので、平日でしたら来庁者の方とかもいらっしやって、工事等で来庁者の方の邪魔と言ったら失礼なんですけど、重なったりとかということがあるかと思うんですが、そういうところは計算されてというか、お考えでしょうか。

○財政課長（和田暢祥君）

まず、今回につきましては調査委託業務を進めまして、それによって、何でしょう、電気配線ですとか、そのような配線工事等に係るような場合につきましては、市民の皆様が来られる平日はできる限り避ける等、そういう配慮をしながら進めていかなければならないというふうに考えております。

○栗林澄恵君

分かりました。

続きまして、補正予算書11ページ、衛生費、保健衛生総務費の方で、先ほど同じく丸山議員の方から質問がありましたが、生理用品の無償配布を生活者困窮対策の一環として試験的に実施していただけるというようなお話があったので、大変ありがとうございます。

1点、その中で、6月議会で私の方も一般質問させていただいたんですが、小・中学校においては今現在、試供品、また先生たちの寄付によって保健室の方に設置して、それを養護教諭が必要な児童・生徒に渡しているということを聞きました。今回の予算の中に、そういった子どもたちに対応するような生理用品の購入に関してのものも含まれているか、確認させてください。

○議長（鈴木広美君）

質問の内容は分かりますか。今回の衛生費の中にそういうものが含まれているのかというお話でよろしいですか。

○総務部長（會嶋禎人君）

今回の保健衛生総務費内のものにつきましては、あくまで新型コロナウイルス感染症対策費、地方創生臨時交付金分という形になりますので、むやみに買って、該当しないというようなことになってしまったら困りますので、例えばそれを買っておくということにしても、それなりの作文が必要になるかと思います。それが通るかどうかわからないのが、まず別として考え

られます。それから、今お話のあった、今現在置いてあるものが予算で買われていないから、何とかせいやということだと思うんですけども、それについてはやはり教育委員会と財政サイドが協議した中で決定していくものだと考えます。

○栗林澄恵君

大変よく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、同じく補正予算書11ページの商工費の八街市ががんばる中小企業等支援事業費に関して、質問させていただきます。

今回の事業に関しまして、例えば令和3年度に入ってから創業された企業とか個人事業主の方は該当するのか、お尋ねいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

結論から申しますと、該当いたします。該当する要件といたしましては、令和3年10月31日までに創業された場合が対象となります。その場合は、売上げの比較につきましては令和3年4月から12月までのうち、例えばのお話ですが、任意の一月、どこかの月で売上げが低かった場合、その前までの月の平均の額で比較をしていただくような形になります。

○栗林澄恵君

企業ということでご説明を受けたんですけど、今回は個人事業主も該当するということでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

個人事業主の方も該当いたします。元気アップ給付金の際にもご質問のあった内容の1つとして申し上げますと、個人事業主または通常の法人の事業主の方でも、市内に事業所のある方、また事業所が市外であっても住所が八街市内にある方は対象となります。

○栗林澄恵君

続いて、こちらの方を申請してから交付までの期間を教えてください。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

申請内容のチェックの中で、問題なく、当然スムーズに行くようであれば、申請から概ね2週間から3週間で交付できるように伝票処理等の手続をしております、努めてまいります。

○栗林澄恵君

ありがとうございます。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

何点かお尋ねいたします。

まず歳入でございますけれども、今回の事業は概ね国からの交付金で賄われますけれども、国の予備費から5千億円を取って、その中の事業だと思うんですね。1回目、2回目、今回

は3回目ということで、トータルで3億3千万円ほど八街に来ているという話なんですが、5千億円の事業としては、これが最後になるんですか。

○財政課長（和田暢祥君）

今回の第6号補正につきましては追加支援分という事業者の支援分で、今まで県で配分されていたものが市町村の方にも下りてまいりまして、その分を追加支援分で事業化させていただくものでございまして、今後についての国の詳細な情報というのはまだ確定していないんですけれども、また追加でそのような情報があれば、国の動向に対しまして注視してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○桜田秀雄君

事業年度は年度末までで完結するということですが、完結できなかった場合、予算というのは返還することになるんですか。

○財政課長（和田暢祥君）

通常、年度末までというのが予算の原則といたしまして、単年度主義の中で実施しなければならないところなんですけれども、台風ですとか天災等、どうしても防ぐことのできなかった要因があれば、事故繰越等、そういう制度もありますけれども、こちらの臨時創生交付金の方につきましては今のところ今年度分で活用して完了させたいということで、予算の方を組んでいるところでございます。

○桜田秀雄君

今回の交付金は概ねコロナ関連で大枠で4項目くらい、国から示されていると思うんですが、コロナに関していけば自由に使っていいよという交付金になっています。

まず最初に、補正予算書11ページの保健衛生総務費についてお伺いしたいんですが、新型コロナウイルス感染症対策費で3千万円ございます。PCR検査が主な内容でございますけれども、これまで学校関係を中心にして、学校が起源となるような感染というのは何件くらい発生しているんですか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

これまで学校の方で感染者が発生した件数につきましては、4件発生しています。1件、1件の中で、同じ学校で2回あります。

○桜田秀雄君

先ほどの財政課長の方の話だと、積算は1校あたり25人として、22施設あるので、この金額になった、1人あたり約3万円を予定しているということなんですけれども、これは学校関係のこれから話ですから、不確定要素が大分あると思うんですね。

そういう中で、ちょっと前後しますけれども、補正予算書9ページの庁舎整備費には、一般会計から1千900万円ほど出ていますよね。なぜ一般会計をこっちに持ってきたのか。私は学校関係のPCR検査の方に一般財源を持ってきた方が、例えばそんなに効果がなかった場合には別にあまり影響はないわけですから、その辺についてはどのように考えていますか。

○財政課長（和田暢祥君）

今回の予算の財源の内訳といたしまして、トータル5千260万1千円につきましては新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の方で充当させていただきました。今回の歳出の方の事業につきましては、それぞれ庁舎整備費、電算管理費、それから社会福祉費、障がいの関係もございますし、あと児童クラブ整備事業費、そして新型コロナウイルス感染症のPCR等検査業務、あと中小企業の生活様式等につきましては、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策事業費ということで、庁舎整備費につきましても新型コロナウイルス感染症対応の交付金という形で対象なんですけれども、それぞれの事業費、最終的に充当させていきまして、足りない部分について、庁舎整備費で調整させていただいて、繰越金の方を1千903万9千円というのを充当させていただいて、予算計上させていただいたということになります。

○桜田秀雄君

それでは、補正予算書9ページの庁舎整備費について、お伺いするんですが、先ほど事業内容がありました。調査業務に200万円をかけて、工事費に170万円と。どうも理解できないんですが、その辺はどのように考えていますか。

○財政課長（和田暢祥君）

今回の第1庁舎1階の感染対策調査業務というのは、まず最初に調査の方を実施しませんと、その後の配線関係等の工事費というのも今のところ不確定でございますけれども、調査後すぐに工事に入らなければいけないといったときに、事業費がすぐ出てこないものですから、仮置きの方にはなってしまいますけれども、暫定的に、例えば窓口カウンターを設置した場合にモールの設置がどれぐらいかかるだろうかとこののを仮積算させていただきまして、それで170万円というのを計上させていただいたところでございます。

○桜田秀雄君

国のお金ですから、あまり言いませんけど、一般的に考えると、請負業者と相談しながらやれば済むような話ではないかなと、私は一般的に考えますけどね。

それはいいとして、ご案内のように、今、1階のロビーは大変雑然としています。今回の工事に併せて、少しすっきりするような形で考えていただけないかなと思うんですが、その辺について、どうですか。

○財政課長（和田暢祥君）

もちろん今回、議員のおっしゃるように、1階の窓口については混雑しておりますし、市民の方もそれぞれの窓口へ混雑しながら進んでいくようなところもございます。これを解決するためにはということで、以前から課題になっていたところなんですけれども、さらに円滑に動けるような形にならないかというところで調査業務を委託させていただきたいということで、計上させていただいているところでございます。

○桜田秀雄君

1階ロビーの姿を見ると、その役所の市政が分かると言われますので、交付金をうまく利用

して、ぜひともそういう方向で整備をお願いしたい。このことをお願いしまして、終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

議案第16号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第16号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第16号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第5、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

この選任については、委員会条例第5条第1項の規定により議長から指名いたします。

議会運営委員会委員に、丸山わき子議員、加藤弘議員、小高良則議員、山口孝弘議員、桜田秀雄議員、木村利晴議員、角麻子議員、山田雅士議員、木内文雄議員、以上9名を。

総務常任委員会委員に、丸山わき子議員、林政男議員、石井孝昭議員、小川喜敬議員、新見準議員、栗林澄恵議員、私、鈴木広美、以上7名を。

文教福祉常任委員会委員に、京増藤江議員、小高良則議員、林修三議員、木村利晴議員、小澤孝延議員、木内文雄議員、小向繁展議員、以上7名を。

経済建設常任委員会委員に、加藤弘議員、山口孝弘議員、桜田秀雄議員、小菅耕二議員、角麻子議員、山田雅士議員、以上の6名を指名いたします。

これからしばらく休憩して議会運営委員会及び各常任委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

議員の皆様に申し上げます。

総務常任委員会を議長室で、文教福祉常任委員会を議員控室で、経済建設常任委員会を第2会議室で、それぞれ開催しますので、お集まりください。

また、各常任委員会の後、議会運営委員会を第2会議室で行いますので、よろしく願いいたします。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午後 2時42分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

各常任委員会の正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に山口孝弘議員、同副委員長に丸山わき子議員。

総務常任委員会委員長に石井孝昭議員、同副委員長に小川喜敬議員。

文教福祉常任委員会委員長に小澤孝延議員、同副委員長に木内文雄議員。

経済建設常任委員会委員長に山田雅士議員、同副委員長に桜田秀雄議員。

以上のとおり、決定いたしました。

次に、各委員長の就任の挨拶をお願いいたします。

最初に、議会運営委員長、山口孝弘議員。

○山口孝弘君

議会運営委員長に選任いただきました山口孝弘でございます。

議会基本条例も12月には上程される予定でございまして、今この八街市は、議会改革も含め、前へ踏み出そうとしている時期でございます。市民の福祉の増進をしっかりと前へ進めるため、これまで以上に市民に信頼される議会にしていくために、しっかりと議会運営委員長として責務を全うしていく所存でございますので、皆様におかれましてはこれからもご支援とご協力をよろしくお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（鈴木広美君）

次に、総務常任委員長、石井孝昭議員。

○石井孝昭君

このたび総務常任委員長に選ばれました石井孝昭でございます。

私は先ほど委員長を決めるときに申し上げたんですけれども、3つの考えがございました。

まず1つ目は、地方分権一括法が2000年にできまして、国と地方の関係は上下主従の関係から対等平等の関係に変わってきている、そして議会は二元代表制の一翼を担う議事機関として責務を大きく担っている、ここが私のスタートでございます。その責務をしっかりと全うしていきたい。

2つ目は、前期は木村総務委員長の下に副委員長を務めさせていただきました。前期も総務委員会として勉強させていただいたところでございます。まだまだ総務委員会、議会全般のことは理解できておりませんが、しっかりと、副委員長として培った部分を委員長として発揮していきたい。

3つ目は、議会基本条例が今、八街市議会では検討されています。議会基本条例ができると、様々な政策的試行だったり、様々な条例の可決、そして議事機関としての議会の監視、そし

て決済機能の強化、これが求められてきます。議会として深くのしかかってくるというか、責任を、議会基本条例ができた後は総務委員会の方に、大きな問題が総務の方に来るように感じております。総務委員会の活性化を、協議会を開催しながら、そして各総務委員の皆さんとの協議を経ながら、様々にご指導いただきながら、協議会の開催を定期的に行い、議会の活性化は委員会の活性化というふうに理解して、各委員の皆さんと議会の活性化のために頑張ってまいりたい。

この3つを申し上げさせていただきました。まだまだ微力ではございますけれども、各議員、そして各総務委員の皆さんにご協力いただいて、しっかりとコロナ禍を乗り越えて、議会の先頭に立って、そして市民に開かれた議会を構築していくべく精進してまいりたい、このように思っております。どうぞ、まだまだ微力ではございますが、ご指導をお願い申し上げ、総務委員長のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（鈴木広美君）

次に、文教福祉常任委員長、小澤孝延議員。

○小澤孝延君

文教福祉常任委員長を拝命いたしました小澤孝延でございます。

文教福祉常任委員会所管事項におきましては、非常に多岐にわたる分野を抱えております。八街市の予算のほぼ半数以上の予算規模の事業を審議していくこととなります。新型コロナウイルス感染症の対応をはじめとして、さきの朝陽小学校の痛ましい事故、今後進んでいくであろうAIやIoTが主流となる教育現場を含めて、我々議員としても学び続ける、深い知見を養っていかなければならないと考えています。さらには、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、できるだけ現場に足を運びながら、現場の声に耳を傾け、現場がやりやすい、子どもたちが伸び伸びと成長できるような取組にぜひつながっていきたいと思いますし、さきの決算審査特別委員会の内容でもありましたが、非常に専門的な知識も求められる委員会でございます。常任委員会の活性化の中で、勉強会等も開催しながら、より深い審議につなげていければと考えております。当然、私一人では何一つ成し得ることはできませんので、委員会の副委員長の木内文雄議員をはじめ、委員会の皆様のお力をお借りしながら、委員会の活性化と、文教福祉常任委員会を前に進めていければと考えておりますので、まだまだ若輩者ではございますが、ご指導を賜れればと思っております。

以上で、文教福祉常任委員長の所信とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（鈴木広美君）

次に、経済建設常任委員長、山田雅士議員。

○山田雅士君

このたび、経済建設常任委員長に就任いたしました山田雅士でございます。

委員2期目の前半2年間、角前委員長の下、経済建設常任委員の一員として様々なことを学ばせていただきました。その経験、学んだことを活かし、経済建設常任委員会をより発展さ

せるべく、立候補させていただきました。

八街市は今、基幹産業が農業でございます。その農業に対する支援、後継者の育成、そういった様々な農業関係の諸問題、そして新型コロナウイルス感染症によって今非常に厳しい状況にある市内商工業、こちらに対する支援、また先ほど小澤委員長も申されましたが、八街市において児童・生徒が犠牲になる残念な事故が発生してしまいました。そのことにより浮き彫りになった道路問題、通学路、そして市民の要望の高い道路問題に対する取組、そしてクリーンセンターを中心とする環境問題に対する取組、経済建設常任委員会に課せられた様々な諸問題を、桜田副委員長とともに、また委員の皆様とともに、一つ一つ現場を確認しながら、しっかり取り組んでまいりたいと思います。私もまだまだ若輩者の身でございます。委員の皆様、そして議員の皆様のご指導ご鞭撻を何とぞよろしくお願いし、委員長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（鈴木広美君）

以上で就任の挨拶を終わります。

日程第6、広聴広報特別委員会委員及び議会改革特別委員会委員の選任を行います。

木村利晴議員、小向繁展議員の特別委員会の辞職により、広聴広報特別委員会委員及び議会改革特別委員会委員にそれぞれ欠員が生じております。

委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名いたします。

広聴広報特別委員会委員に小菅耕二議員を、議会改革特別委員会委員に栗林澄恵議員を指名いたします。

ここで、広聴広報特別委員会委員長及び議会改革特別委員会委員長より、各特別委員会の開催の申出がありましたので、これを許可しました。

これからしばらく休憩して、広聴広報特別委員会を第2会議室で行い、広聴広報特別委員会終了後、議会改革特別委員会を第2会議室で開催してください。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。お願いいたします。

（休憩 午後 3時42分）

（再開 午後 4時27分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

各特別委員会の正副委員長に変更がありましたので、報告いたします。

広聴広報特別委員会委員長に栗林澄恵議員、同副委員長に京増藤江議員。

議会改革特別委員会委員長に石井孝昭議員、同副委員長に木内文雄議員。

以上のとおり、報告いたします。

日程第7、山口孝弘議員の辞職により、印旛衛生施設管理組合議会議員が1名欠員となっておりますので、印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙を行います。以下、組合議員の選挙と略称いたします。

これより組合議員の選挙を行います。選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

印旛衛生施設管理組合議会議員に石井孝昭議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した石井孝昭議員を印旛衛生施設管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました石井孝昭議員が印旛衛生施設管理組合議会議員に当選されました。

ただいま印旛衛生施設管理組合議会議員に当選されました石井孝昭議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙の当選人として告知いたします。

日程第8、山田雅士議員の辞職により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が1名欠員となっておりますので、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。以下、組合議員の選挙と略称いたします。

これより組合議員の選挙を行います。選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に小菅耕二議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した小菅耕二議員を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました小菅耕二議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました小菅耕二議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の当選人として告知いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和3年9月第3回八街市議会定例会を閉会いたします。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されますよう強く要望いたします。閉会の挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議場において写真撮影を行います。撮影の順番は、議会運営委員会、総務常任委員会、文教福祉常任委員会、経済建設常任委員会、広聴広報特別委員会、議会改革特別委員会の順で行いますので、ご協力をお願いいたします。写真撮影終了後、広聴広報特別委員会を開催いたしますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(閉会 午後 4時32分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第15号から議案第16号

提案理由の説明

議案第15号

質疑省略、委員会付託省略、討論討論、採決

2. 発議案の上程

発議案第6号から発議案第7号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

3. 議案第4号から議案第13号、請願第3－1号

委員長報告、質疑、討論、採決

4. 議案第16号

委員会付託省略、質疑、討論、採決

5. 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

6. 広聴広報特別委員会委員及び議会改革特別委員会委員の選任について

7. 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙について

8. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

.....
議案第15号 監査委員の選任について

議案第16号 令和3年度八街市一般会計補正予算について

発議案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について

発議案第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の提出について

議案第4号 令和3年度八街市一般会計補正予算について

議案第5号 令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第6号 令和3年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第7号 令和3年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第8号 令和2年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第9号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和2年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 13 号 令和 2 年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
請願第 3-1 号 八街市内の通学路に関する請願

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 加 藤 弘

八街市議会議員 小 高 良 則

※発言の取り消し及び訂正の表記について

- 発 言 の 訂 正＝発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン（○○○）を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。